

尾鈴 畑かん

第19号
令和4年3月

んだより

尾鈴
畑灌



R3.10 坂の上地区での農家による散水

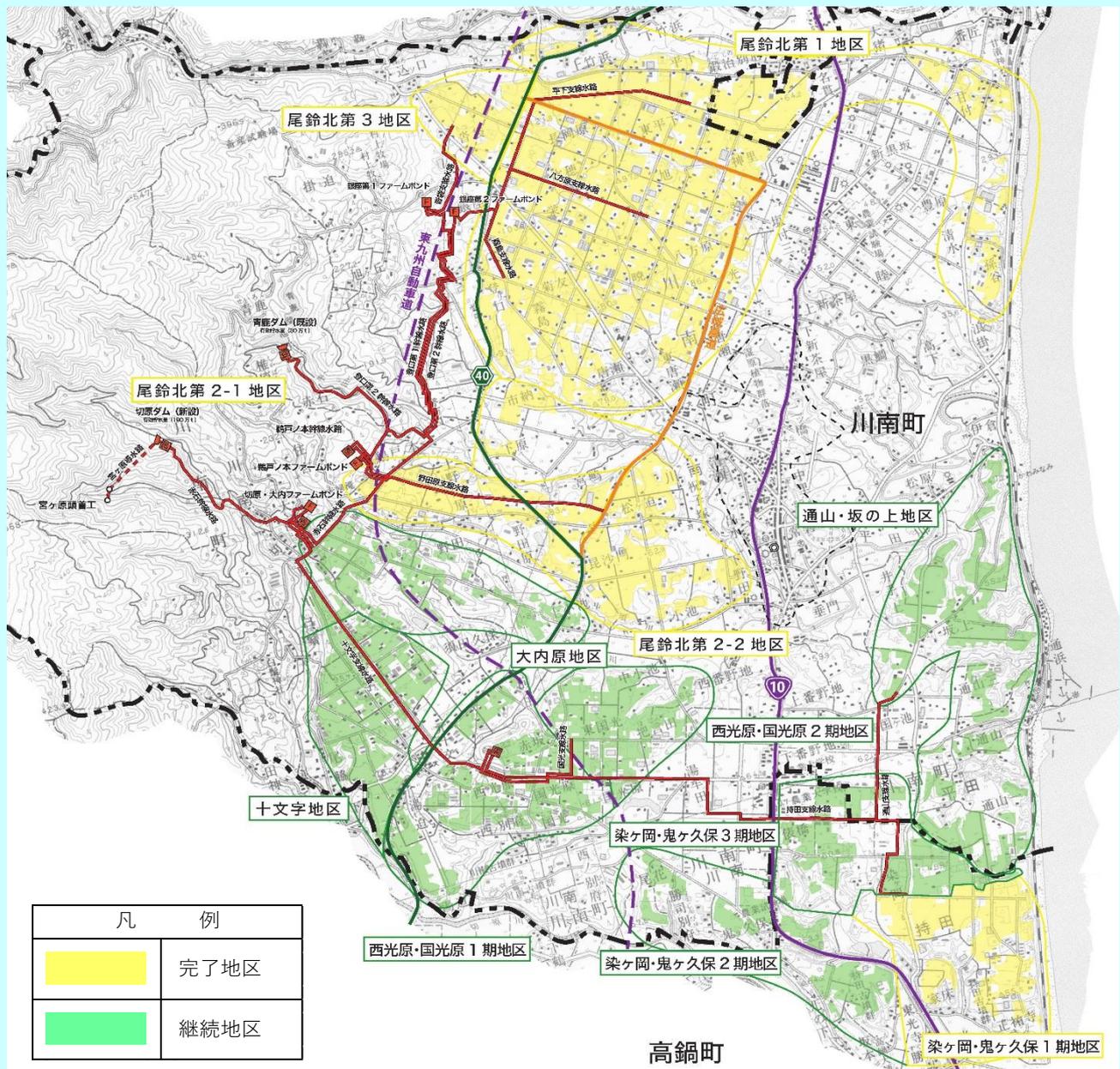
目次	県営事業の実施状況P1
	農家の声P2
	畑かん営農の情報P3
	尾鈴土地改良区連合の情報P5
	尾鈴・小丸川土地改良区の情報P6
	お知らせP7

尾鈴地区農業水利総合開発事業促進協議会

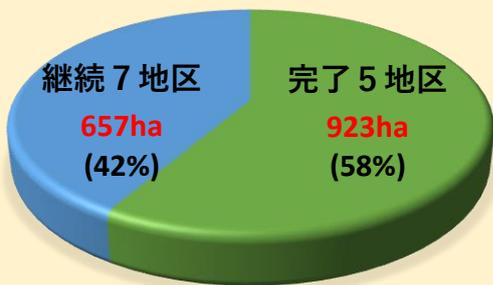
事務局：川南町役場農地課

TEL 0983 (27) 8012

県営事業の実施状況



県営事業の着手面積



受益面積の割合

国営尾鈴地区（受益面積1,580ha）の関連事業として、令和元年度までに県営事業の12地区が全て採択されました。

これまでに受益者の皆様の御協力を得て、5地区（923ha）が事業完了しました。

現在実施中の7地区についても、令和7年度の事業完了を目指して取り組んでいきます。

農家の声

- ◎氏名 廣田 真隆 さん(25歳)
- ◎労働力 3人(本人、父、母)
- ◎経営内容 ブドウ 210a
- ◎導入施設 大型トンネル



都農町 篠別府 地区で畑地かんがい事業等について尋ねてみました。

Q 農業を始めたきっかけは何ですか。

A 実家が農家を営んでおり、後継ぎとして始めました。

Q 農業をして良かったと思うことは何ですか。

A 時間の融通が利くので、余裕をもって仕事ができます。

Q 農業の楽しさや苦労していることは何ですか。

A 作った農作物を食べてもらい、「おいしかった。」と感想をいただくと嬉しいですし、モチベーションも上がります。自然と真正面から向き合う仕事なので、人の力でコントロールできない部分は大変です。

Q これからの農業で重要であると考えるものは何ですか。

A 安定した所得の確保だと思います。

Q 畑地かんがい事業の必要性は。

A 生産できる作物の種類に幅をもたせるためにも、必要な事業だと感じています。

Q 畑地かんがい事業について一言お願いします。

A 異常気象時下においても、水を安定して供給できるため非常に重宝しています。畑地かんがい事業のさらなる発展と普及により、農業人口及び収益の増加に繋がればと思います。



畑かん営農の情報①

第4期畑かんマイスター及びエリアリーダーの委嘱

県では、畑地かんがい営農を推進するため、畑地かんがいを利用した先駆的な営農を実践している達人を「畑かんマイスター」として委嘱しており、児湯管内では7名の農業者が第4期畑かんマイスター（R3～R6）として活動しています。

また、児湯管内ではマイスターに加えて、県営事業実施中エリア内の中心的な農業者4名もエリアリーダー（R3～）として活動しています。

尾鈴地区では、これら畑かんマイスター及びエリアリーダーから、畑かん営農の実践を踏まえた助言や提言を得ながら、県営事業実施中エリアを中心に「見せる展示ほ」の設置や「散水実演会」の開催等による畑かん営農の推進活動を行ってまいります。



お試し散水を活用して、エリアリーダーの作付ほ場に「見せる展示ほ」を設置



マイスター及びエリアリーダーと行政による意見交換

県営事業実施中エリアでの散水実演会の開催

促進協議会や県では、県営事業実施中エリアを中心に毎年実演会を複数回開催しており、昨年は通山・坂の上地区や大内原地区において、同地区受益者を対象とした散水実演会をそれぞれ3日間開催いたしました。

会場では、省力的なかん水を可能とするロールカー（小型自走式散水機）や大型スプリンクラー（レインガン）の実演の他、散水チューブ巻き取り機やかん水タイマー等の展示もあわせて行っていますので、ぜひお越しください。

実演会の開催案内は、県のホームページ「[ひなたMAFiN](#)」や会場周辺の受益者宅へ戸別訪問、エリアリーダーによる声かけ等により行っています。



来場者の作型に適した散水器具をご紹介します



会場では、各種散水器具（自走式散水機やスプリンクラー等）を展示・実演

畑かん営農の情報②

宮崎県農業・水産業ナビ「ひなたMAFiN」のご案内

県では、農業者、漁業者、県民の皆様の「知りたい！伝えたい！相談したい！」にお応えするため、農業・水産業に関する多様な情報をホームページ等を活用してわかりやすく提供しています。

畑地かんがいに関しても、今年度から本ホームページ上にて、イベント開催等の「**新着情報**」や各種品目や営農形態に対応した「**散水器具の紹介**」、畑かんマイスターを紹介する「**畑かんマイスターの声**」等を情報発信していますので、是非ご覧ください。

新着情報

各地で開催している『散水実演会』の開催案内や『見せる展示ほ』の設置情報、その他、畑かん営農に関連する各種情報を随時ご案内します。



ひなたMAFiN

畑かんマイスターの声

畑かん営農の魅力を農業者の皆様にお届けするため、畑かん営農を実践している県内各地のマイスターにご協力いただき、優良事例として紹介しています。

作付品目や生育時期に応じて、各種散水器具を効果的に使い、儲かる農業に取り組むマイスターの水利用法をぜひご覧ください。



お試し散水（レンタル）を利用してみませんか。

促進協議会及び県では、これまで畑かんの水を使ったことのない方に対して、畑かん営農を体験してもらうことを目的として、各種散水器具をお貸ししていますので、この機会にぜひご利用下さい。



ロールカー（小型自走式散水機）

給水圧を利用することで、自動散水・自動停止を行います。スプリンクラーと比べて、設置・回収の時間を大幅に削減することが可能です。



散水チューブ巻取り機

トラクターの動力を使うため、散水直後でも回収ができ、回収後はそのまま別ほ場への移動が可能です。
※チューブ100mを約90秒で巻き取ります。

散水器具は、この他にも中型自走式散水機やレインガン、散水チューブ、かん水タイマー等を備えています。お貸しできる数には地区ごとに限りがありますので、興味のある方は、**事務局（川南町農地課）**まで早めにご連絡ください。



尾鈴土地改良区連合の情報

基幹水利施設管理事業の採択について

国営尾鈴土地改良事業（平成25年度完了）で造成された施設については、尾鈴土地改良区並びに小丸川土地改良区）が全て管理受託していましたが、令和3年度から主要施設が基幹水利施設管理事業に採択されました。

これにより、大規模で公共性が高い施設である切原ダム、青鹿ダム等については、高鍋町、川南町及び都農町が管理者となり、国・県から対象施設の維持管理費に係る約60%の補助を受けられることになりました。

江藤農林水産大臣に提案・要望書を提出する日高理事長（川南町長）
（令和2年1月 農林水産大臣室）



高鍋町、川南町及び都農町に管理移管された主な基幹水利施設



切原ダム



青鹿ダム



宮ヶ原頭首工



竊戸ノ本調整水槽



赤石幹線水路



登口第2幹線水路

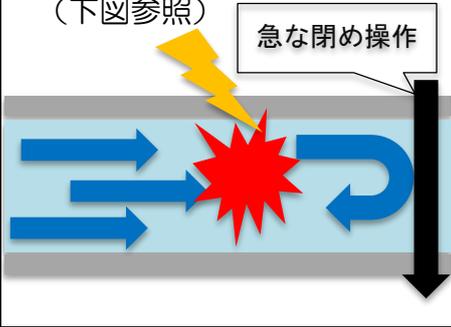
尾鈴・小丸川土地改良区の情報

給水栓等の適切な管理について

バルブの開閉はゆっくりと

急な閉め操作は、水圧の変化により管体に強い衝撃を与え漏水の原因になります。

※ ウォーターハンマー現象
(下図参照)



水が止まらない…

全閉にしても水が止まらない場合は、異物の噛み込みが考えられますので、2～3度バルブを開閉して洗い流してみてください。



劣化防止に努めよう

畑かん用水を使用しないときは、バルブをしっかりと閉め、紫外線や降雨による劣化防止のため給水マス蓋をかぶせてください。



給水栓破損による漏水事故（令和3年度）

土地改良区エリア内では、農業用機械での接触等による給水栓給水栓からの漏水事故が確認されています。

給水栓は、給水栓使用手続規程により、使用者が適切に管理するものと規定されています。

使用者の接触等により、給水栓等を破損した場合は、速やかに土地改良区へ報告を行うとともに適切な措置を講じなければなりません。

なお、使用者の接触等に伴う破損の復旧費用については、原因者負担になりますので、給水栓の使用又は管理にご注意ください。



散水器具（スプリンクラー、チューブ）の申込締切時期について

散水器具の申込期限は、原則として事業工期の2年前までとなっています。お申込みはお早めに！

事業実施地区	工期	主な地区名	散水器具申込締切
染ヶ岡・鬼ヶ久保2期地区	平成25年度～令和4年度	鬼ヶ久保、茶業支場周辺	締切
染ヶ岡・鬼ヶ久保3期地区	平成27年度～令和5年度	俵橋、農業大学校周辺	令和4年7月31日 ※
通山・坂の上地区	平成26年度～令和5年度	通山、坂の上	令和4年7月31日 ※
大内原地区	平成27年度～令和4年度	大内原	締切
西光原・国光原1期地区	平成29年度～令和7年度	西光原	令和6年3月31日
西光原・国光原2期地区	平成30年度～令和6年度	東国光	令和5年3月31日
十文字地区	令和元年度～令和6年度	十文字	令和5年3月31日

※ 事業実施工期が令和5年度までの地区については、令和4年7月31日まで受け付けます。

※ 散水器具は土地改良区財産（共同利用施設）であり、個人の財産として購入するものではありません。

お知らせ

切原ダム見学について

尾鈴地区では、切原ダムと青鹿ダムのふたつのダムを利用して、ひとつの畑地かんがい地区に農業用水を供給するという、他には類を見ない地区となっております。

尾鈴土地改良区連合では、畑地かんがい施設への御理解をいただくために、切原ダムの施設見学を団体・個人を問わず随時受け付けています。

天気の良い日には、太平洋を望むことができます。自然の恵み、水の大切さを肌で感じる良い機会となりますので、見学を希望される方は、御連絡ください。



ダム見学の様子

尾鈴土地改良区連合 Tel.0983-27-5484

散水施設申込みについて



主な散水施設

県営事業の実施期間中において、左図のスプリンクラー・散水チューブ等が作物の用途、種類に合わせて導入が可能です。これらの散水施設は、8.3%の農家負担（91.7%補助）で導入できますので設置希望者は、各改良区まで御連絡ください。
※申込期限等については本誌 6ページをご覧ください。

☆ 手続きが必要です ☆

- 水利用（給水栓使用）…………… 開栓届出書
（尾鈴土地改良区または小丸川土地改良区）
- 県営事業による散水施設導入 …… 設置申込書
川南町受益受付：尾鈴土地改良区
高鍋町受益受付：小丸川土地改良区

県営事業

宮崎県 児湯農林振興局 農村整備課・農村計画課 Tel. 0983-22-1367

関係町

事務局	川南町役場	農地課	農村整備係	Tel. 0983-27-8012
	高鍋町役場	農業政策課	農村整備係	Tel. 0983-35-4980
	都農町役場	建設課	管理保全係	Tel. 0983-25-5717
	木城町役場	産業振興課	耕地係	Tel. 0983-32-4739

関係土地改良区

尾鈴土地改良区連合 Tel. 0983-27-5484
尾鈴土地改良区 Tel. 0983-27-5484 小丸川土地改良区 Tel. 0983-22-1323

尾鈴地区畑作営農改善推進協議会

宮崎県 児湯農業改良普及センター 土地利用営農担当 Tel. 0983-43-2311